

2020年3月

Tax Alert

税オムニバス法案

2020年1月31日、インドネシア政府は、「経済活性化のための規定および税優遇措置に関する法律」(以下「税オムニバス法」)の草案を議会に提出しました。本法案は、2020年優先的国家立法計画において、政府(財務省、国務省、法務人権省によって代表される)と議会との間で議論される見込みです。

インドネシアの主要な3つの税法に改正が加えられてから10年以上が経過しているため、成立した場合、税オムニバス法は、インドネシアの税制に対する近年で最も重要な改正となります。提案されている改正は、インドネシアで事業を行っている企業のほか、インドネシアの顧客を対象とするオンライン販売を手がける多くの外国企業にも影響を与えることになります。インドネシアの税制をめぐる長年の懸念に対する多くの「解決策」や企業寄りの措置、大幅な法人税率引き下げなどが含まれていることを考えると、全体的に今回の改正は、インドネシアの納税者に歓迎されると思われます。

これと釣り合いを取る形で、今回の改正には、現在インドネシア国内で納税実体を持たずに事業を行っているオンライン企業に課税したいという明確な意向が反映されています。

本タックスアラートでは、主要な改正案の概要をご紹介します。今後いずれかの時点で、議会によって可決された本法の最終版を詳しく検討する必要があります。

税オムニバス法によって影響を受ける法律は、少なくとも9件あります。興味深いことに、多くの本質的な改正はこれら9件の法律に組み込まれるものではなく、これらの法律の運用が税オムニバス法によって変わることになります。影響を受ける法律は、以下のとおりです。

1. 一般規則および課税手続きに関する法律(「UU KUP」)
2. 所得税法(「UU PPh」)
3. 付加価値税(VAT)法(「UU PPN」)
4. 関税法(「UU Kepabeanan」)
5. 物品税法(「UU Cukai」)
6. 情報および電子商取引法(「UU ITE」)
7. 資本投資法(「UU Penanaman Modal」)
8. 地方税および地方賦課金に関する法律(「UU PDRD」)
9. 地方政府法(「UU Pemerintah Daerah」)

インドネシア政府は、税オムニバス法の目的は、投資の増大、より公正で平等なビジネス活動の促進、人材の質の向上に資すると期待される税優遇措置を提供することによって、インドネシアの経済セクターを強化することにあると述べています。

本アラートでは、税オムニバス法案の主要な側面を、当局の発表資料やメディア報道と同じように、いくつかの大まかなカテゴリーにまとめました。

A. 投資対象国としてのインドネシアの魅力を高めることを目的とするもの

1. 法人所得税率の引き下げ

- a) 法人納税者または恒久的施設(PE)に対する所得税率は現行の25%から、2021年度と2022年度については22%に引き下げられ、2023年度以降はさらに20%に引き下げられます。
- b) 株式総数の少なくとも40%がインドネシア証券取引所(IDX)で取引されている、公開会社に該当する国内法人納税者については、法人所得税率はさらに3%軽減されるため、2021年度と2022年度の法人所得税率は19%となり、2023年度以降は17%となります。

法人所得税率の引き下げにより、前払税として控除される源泉税(すなわち、輸入品に対する第22条源泉税と、国内利息およびロイヤルティに対する第23条源泉税)の税率も見直す必要が生じます。見直しを行わなければ、税の過大納付が生じる可能性が高くなります。

2. 配当金とその他のオフショア所得に対する所得税の撤廃

法案は、配当金(インドネシア国内・国外の両方を源泉とするもの)と、インドネシア国内に再投資される場合の特定の国外源泉所得について、新たな免税措置を定めています。これらの免税措置の適用を受けるための手続きと再投資の期間については、後に制定される財務省規則によって定められることになっています。新たな規則の実用性を理解するためには、この財務省規則が不可欠なと思われる。

- a) 国内の法人納税者と個人納税者が国内企業から受け取った配当金は、かかる配当金が一定期間、インドネシア国内で再投資されるならば、所得税が免税となります。これは、株式の25%以上を保有しているインドネシア企業から配当金を受け取っているインドネシア法人に対する現行の免税措置に取って代わります。再投資免税案の下で企業間配当がどのように扱われるかは、今のところ不明です。
- b) 国内の法人納税者と個人納税者が国外企業から受け取った配当金は、国外企業が上場しているか否かにかかわらず、かかる配当金が一定期間、インドネシア国内で再投資されるならば、所得税が免税となります。国外PEからの税引後利益からの配当金についても同様の措置が取られます。

- c) 国外の非公開企業から受け取った配当金と国外PEの税引後利益については、配当金またはPEの利益がどの程度インドネシアに再投資されるかに応じて部分的または全面的な免税措置を受けることができます。どの場合においても、配当金またはPEの利益の70%が免税となるものと思われます。残りの30%も、インドネシアに再投資される限りにおいて、免税となります。たとえば、我々の解釈では、外国からの配当金100ドルについて、22ドルが再投資されることを納税者が証明できれば、8ドルのみが課税所得に参入されることとなります。

この種の資本参加免税と支店利益免税は、インドネシアのクロスボーダー課税制度における重要な変更となります。被支配外国企業(以下「CFC」)と外国税額控除に関する規則をはじめとする現行のさまざまな規則も見直す必要が生じる可能性があり、全体的な影響を理解するためには、改正の施行規則を理解しておく必要があります。本法案の規定は、CFCからのみなし配当の時期と、再投資が行われる場合の免税措置を定めることのみを意図している可能性があります。

- d) 国内の法人納税者と個人納税者がPEを有さない国外事業から受け取ったオフショア所得は、かかる所得が一定期間、インドネシア国内で再投資され、かつ、以下の条件を両方とも満たしているならば、所得税が免税となります。
- (i) 所得が積極的な国外事業から得たものであること。
 - (ii) 海外子会社から得た所得ではないこと。
- e) 外国税額控除の観点から見ると、上記の形態の免税所得について源泉徴収された外国所得税の扱いは、以下のとおりとなります。
- (i) 納付すべき所得税から控除することはできない。
 - (ii) 所得に対する経費または損金として扱うことはできない。
 - (iii) 還付を受けることはできない。

3. 利子に対する第26条源泉税の税率引き下げ

本法案は、利子に対する第26条源泉税の税率を現行の20%から引き下げ、将来の政府規則によって規定すると定めています。第26条源泉税の税率引き下げは、利子(プレミアム、ディスカウント、保証料を含む)に適用されます。

4. タックス・ホリデイ、税額控除、スーパー控除、地方税優遇措置、経済特区(SEZ)などの特定の税優遇措置に関する規則

以前の発表において言及されていたように、税オムニバス法は、共通の法的枠組みに基づくさまざまな現行のインセンティブを一つにまとめるものです。提案されている税優遇措置は、以下のとおりです。

- a) 以下のいずれかを行っている国内法人納税者には、所得税の減免という形で所得税優遇措置が与えられます。
- (i) パイオニア産業への資本投資(タックス・ホリデイ)
 - (ii) SEZ内の主要な事業セクターのための資本投資
 - (iii) 特定の工業地域における工業地域開発管理
 - (iv) 特定の工業地域への資本投資
- b) 国内法人納税者には、以下の支出に関して、総収益の減額という形で所得税優遇措置が与えられます。
- (i) 特定の能力に基づく人材の養成および開発のためのアプレントイスシップ(実地研修)、インターンシップ、教育活動(支出した費用の最大200%のスーパー控除)
 - (ii) インドネシア国内で一定期間行われる特定の研究開発活動(支出した費用の最大300%のスーパー控除)

- c) 特定の労働集約型の産業部門において資本投資を行っている国内法人納税者には、資本投資額の最大60%について純収益の減額という形で所得税優遇措置が与えられます。
- d) SEZの開発管理を手がける国内法人納税者、SEZに投資した国内法人納税者、または特別工業地区に投資した国内法人納税者に与えられる所得税優遇措置。この所得税優遇措置は、以下の形で与えられます。
 - (i) 資本投資総額の最大30%について、純収益の減額
 - (ii) 減価償却および償却の前倒し
 - (iii) 5年超10年未満の欠損金繰越期間
 - (iv) 非居住者に支払われた配当金について10%の軽減税率(または適用される租税条約税率)

上記の優遇措置は、主要な事業活動への資本投資またはSEZ内でのその他の活動が対象となります。
- e) 国際市場で取引される外国通貨建ての国債に関する所得税優遇措置。この所得税優遇措置は、以下に対する所得税の減免という形で与えられます。
 - (i) 国際市場で取引される国債の利子および割引額
 - (ii) 国際市場における国債の発行や買い戻し／交換に関する第三者のサービス料
- f) 国家経済を支えるための地方税優遇措置。与えられる税優遇措置は、地方税の控除や減免という形で行われます。
- g) 国家規模で高い優先順位を与えられている特定の産業部門や特定の地域に投資している投資家には、税額控除のインセンティブが与えられます。

B. より公正で平等なビジネス活動の促進を目的とするもの

1. 国外の販売者または商取引プラットフォームに課せられるデジタル取引税

税オムニバス法案は、非インドネシア系事業者によるインドネシアへのオンライン販売に対する課税における明確な転換を定めています。eコマースに関する2019年の規則と合わせると、これらの取引に課税するための制度一式が本規定案の下で整備されることとなります。しかし、これらの措置の実施は、今後の施行規則にかかっています。

- a) 国内納税者によって行われる電子システムを通じた取引(以下「PMSE」)に対する所得税とVATの課税は引き続き、所得税法とVAT法の一般規定に従って行われることとなります。
- b) インドネシア関税地域(以下「ICA」)外からの電子システムを通じた無形の課税対象物品や課税対象サービスの利用に対するVATの課税は、以下のとおりとなります。
 - (i) 原則として、VAT課税はVAT法の規定に従って行われます。
 - (ii) ICA外からの無形の課税対象物品や課税対象サービスのICA内利用に対して課せられるVATの徴収、納付および申告は、大臣の指定を受けた、国外の販売者、国外のサービス提供者、国外の電子システムを通じた取引の運営者(以下、「PPMSE」)と現地のPPMSEが行います。

- (iii) 国外の販売者、国外のサービス提供者と国外のPPMSEは、納付すべきVATの徴収、納付および申告のためにインドネシア国内の代理人を任命することができます。
 - (iv) 国外の販売者とは、電子システムを経由してICA内の商品購入者と取引するICA外に居住する個人または法人をいいます。
 - (v) 国外のサービス提供者とは、電子システムを経由してICA内のサービス利用者として取引するICA外に居住する個人または法人をいいます。
 - (vi) 任命の手続きとVATの徴収、納付および報告の手続きは今後、大臣規則によって詳しく規定されます。
- c) 特定の条件を満たす国外納税者によって行われたPMSE活動に対する所得税または電子取引税(以下「ETT」)の課税:
- (i) 重要な経済的存在の基準を満たす国外の販売者、国外のサービス提供者と国外のPPMSEは、恒久的施設(以下「PE」)として扱われ、所得税の課税対象となる可能性があります。
 - (ii) 重要な経済的存在には、以下の形態があります。
 - ▶ 一定の金額を超える連結グループ売上高
 - ▶ 一定の金額を超えるインドネシア国内での売上高
 - ▶ 一定の人数を超えるインドネシア国内でのデジタルメディアのアクティブユーザー
 - (iii) 租税条約の適用によって所得税を課することができない場合、重要な経済的存在の基準を満たす国外の販売者、国外のサービス提供者と国外のPPMSEには、ETTが課税されます。
 - (iv) ETTは、直接的か国外のPPMSEを経由してかを問わず国外の納税者によって行われる、インドネシア国内の購入者または利用者へのPMSEを通じたインドネシア国外からの商品やサービスの販売に課せられます。
 - (v) 所得税またはETTの納付と申告は、国外の販売者、国外のサービス提供者と国外のPPMSEによって行われます。
 - (vi) 国外の販売者、国外のサービス提供者と国外のPPMSEは、所得税またはETTに関する義務を果たすために、インドネシア居住の代理人を任命することができます。
 - (vii) 所得税とETTを計算するための税率、課税標準および手続きは今後、政府規則によって詳しく規定されます。
 - (viii) 重要な経済的存在の基準に関する規定、所得税とETTの納付と申告の手続き、代理人の任命の手続きは今後、大臣規則によって詳しく規定されます。

規則の最終的な実施の多くの側面は、施行規則の発行にかかっています。インドネシアが上記の一方的なアプローチを実施する前に、これらの問題点を解決するための多国間の取り組みを模索するのか、する場合はどのぐらいの期間になるかは、現時点では不明です。

2 中央政府が単一の地方税率を規定

- a) 現在は、各地域が地方税の税率をそれぞれ定めることができます。本法案は、中央政府が地方税と地方賦課金について単一の税率を定め、全国的に実施できると定めています。
- b) 中央政府が、事業のしやすさの妨げとなっている地方税と地方賦課金を監視し、評価することができます。

3 政府が物品税課税品の種類を追加または削減できるようになる

物品税の対象となる商品の種類の追加または削減は今後、政府規則によって詳しく規定されます。

C. 人材の質向上を目的とするもの

イノベーションを促進するために、政府は、海外からインドネシアに来て働く専門家や専門職の従事者の人数を増やす意向です。したがって、政府は、特定の個人に対する課税を、全世界所得課税からテリトリアル課税方式に変更することを提案しています。

しかし、本法案はまた、税務上の居住性の定義に国籍の概念を導入するものであり、インドネシア国民が税務上の居住性を否定することを難しくする可能性があります。

1. インドネシア国外に居住するインドネシア国民への所得税の課税

インドネシア国外での居住日数が12カ月間で183日を超えるインドネシア国民に対する所得税上の居住規則は、以下のとおりです。

- a) 個人は一般に、居住者納税者として扱われます。
- b) 居住地や主要な活動地、常用の住居のある地、課税上の地位などの一定の条件を満たしている場合、非居住者納税者としての扱いを受けることができます。

2. インドネシアに居住する外国人への所得税の課税

インドネシアでの居住日数が12カ月間で183日を超える外国人に対する所得税の課税は、以下のとおりです。

- a) 個人は、居住者納税者として扱われ、インドネシア国内と国外から稼得または受領した所得はすべて、所得税の対象となります。
- b) 以下の両方に該当する場合、個人がインドネシアで稼得または受領した所得のみが所得税の対象となります(すなわち、テリトリアル方式)。
 - (i) 特定の専門技能(大臣規則に基づき決定される)を有していること
 - (ii) 居住者納税者になってから4年以内であること
- c) 2(b)項に記載する外国人が「インドネシアで稼得または受領した所得」の定義には、どのような名称や形態であれインドネシア国内で実施され、インドネシア国外で支払われる雇用、サービスまたは活動に関連して稼得または受領した所得が含まれません。
- d) テリトリアル方式は、インドネシア国外からの所得に関して、インドネシアと条約相手国との間の租税条約に基づく便益を利用している外国人には適用されません。

D. 自主的な遵守を促すことを目的とするもの

自主的な遵守を促すために、政府は、税、関税、物品税の管理のいくつかの領域を見直す意向です。

1. 控除可能な仕入VATに関する規定

控除可能な仕入VATに関する規定は、より柔軟性の高いものとなります。これは、以下の状況において、多くの納税者に歓迎されると予想されます。

- a) 同じ税期間中にまだ売上VATと相殺されていない控除可能な仕入VAT: 仕入VATは、VATインボイスが作成された税期間の終了後、最大3税期間まで控除することが可能です。ただし、まだ費用計上されておらず、課税対象物品または課税対象サービスの取得原価として資産計上されていないことが条件となります。
- b) VAT課税事業者として認定される前の購入に係る仕入VAT: 仕入VATは、徴収すべき売上VATの最大80%と相殺することができます。これにより、VAT登録手続き前の仕入VATの還付請求が簡素化されます。現行の規則では、この措置は可能ではありません。しかし、売上VATがどの税期間に帰属するかを特定する必要があります。
- c) 課税対象物品や課税対象サービスの取得に係る仕入VATで、VATインボイスがVAT法第13条(5)(b)に定める正式な要件を満たしていないもの: 課税対象物品の購入者または課税対象サービスの受け手の名前とID番号(「NIK - Nomor Induk Kependudukan」)がVATインボイスに記載されており、仕入VATが控除可能な仕入VATの要件を満たしているならば、個人のVAT課税事業者は仕入VATを控除することができます。
- d) 月次VAT申告書では申告されていないが、税務調査中に自主的に開示された、または発見された購入に係る仕入VAT: 仕入VATが控除可能な仕入VATの要件を満たしているならば、VAT課税事業者は仕入VATを控除することができます。これにより、VATに関する税務調査の結果がより公正なものになると考えられます。
- e) 税務査定書によって課せられる購入に係る仕入VAT: 税務査定額が納付され、法律上の異議申し立てがそれ以上なされることはなく、仕入VATが控除可能な仕入VATの要件を満たしているならば、税務査定書に記載されているVAT額(加算税や利子税を含まない)が控除できる仕入VATとなります。
- f) 事業開始前の段階にあるVAT課税事業者の購入に係る仕入VAT:
 - (i) 仕入VATは、控除可能な仕入VATの要件を満たしているならば、控除することができます。
 - (ii) ある税期間中に、控除可能な仕入VATが売上VATを上回る場合、差額は過払い税となり、次の税期間で補正されて会計年度末に還付を受けることができます。
 - (iii) 仕入VATが最初に控除されてから3年以内にVAT課税事業者が、その仕入VATに関連する課税対象物品や課税対象サービスの提供や輸出を行っていない場合、その3年間に控除された仕入VATは控除不能となり、還付金を国家に返納する必要がある可能性があります。この3年の期限は、特定の業種については延長することができます。
 - (iv) 控除不能となる3年の期限は、仕入VATが控除されてから3年以内に事業を清算したVAT課税事業者、VAT課税事業者資格の取消し、または職権上のVAT課税事業者資格の取消しにも適用されます。

しかし、条文と提示された例は、仕入VATが控除可能となるためには、売上VATと仕入VATとの間に直接的な相関関係が存在しなければならないことを示唆しているように思われます。たとえば、履物メーカーがサンダルを製造するために購入したものの、後にサロン(訳注:インドネシアなどで着用される腰に巻く衣類)しか製造せず、規定の3年の間に一度もサンダルを製造しなかった場合、サンダルを製造するための機械に対する仕入VATを控除することはできません。

2 市場金利を参照した加算税

本法案は、24カ月上限として、現行では月利2%で課せられる加算税の税率の変更を提案しています。本法案は、さまざまな加算税の税率を取り上げています。税率はすべて、財務省によって決定される月利に基づいて計算されますが、状況に応じてさまざまな上乘せが加えられます。これらの加算税は、最大24カ月適用され、1カ月未満でも1カ月として計算されます。

- a) 以下に対しては、指標金利を12で割った税率が適用されます。
 - (i) 過少納税査定書または加算税査定書に基づく過少納税額の納付遅延
 - (ii) 更正税務査定書、税務異議申立書、不服申立てに対する決定または司法審査決定に基づく過少納税額の納付遅延
 - (iii) 分割納税決定または納税延期決定に基づく過少納税
 - (iv) 年次納税申告書の期限延長時に納付すべき税額と最終年次納税申告書に基づき納付すべき税額との差額に基づく過少納税
- b) 以下に対しては、指標金利に5%を上乘せして12で割った税率が適用されます。
 - (i) 月次納税申告書に基づき納付すべき税額の納付遅延
 - (ii) 年次納税申告書に基づき納付すべき税額の納付遅延
 - (iii) 年次納税申告書の修正による過少納税
 - (iv) 月次納税申告書の修正による過少納税
 - (v) 徴税通知書に記載された年次納税申告書上の過少納税
 - (vi) 税務署による評価で指摘されたタイプミスまたは計算間違いを原因とする徴税通知書に記載された過少納税
 - (vii) 本税オムニバス法第9条(11)に基づく営業開始前のVAT課税事業者による控除不能の仕入VATの控除・還付分の返納
- c) KUP法第8条(4)に基づく税務調査中の納税申告書における虚偽記載から生じた過少納税額に対しては、指標金利に10%を上乘せして12で割った税率が適用されます。
- d) 以下に対しては、指標金利に15%を上乘せして12で割った税率が適用されます。
 - (i) 税務調査および検証手続きの結果発行された税務査定書に記載された過少納税、または納税者番号もしくはVAT課税事業者資格が職権上与えられた場合の過少納税
 - (ii) 本税オムニバス法第9条(13)に基づく営業開始前のVAT課税事業者による控除不能の仕入VATの控除・還付分の返納遅延を理由とする税務査定書

3. VATインボイスに関連する罰金の引き下げ

税金に関する罰金についての規定が調整され、以下については罰金の率が課税標準の1%に（現行の2%から）引き下げられます。

- a) VAT課税事業者として認定されたにもかかわらず、VATインボイスを発行していない、またはVATインボイスの発行が遅れている事業者
- b) VAT課税事業者として認定されたにもかかわらず、VAT法第13条(5)および第13条(6)に定める要件を満たす形でVATインボイスに記入していない事業者
- c) VAT法に基づきVATの課税対象となるにもかかわらず、VAT課税事業者として認定を受けるための登録を行っていない事業者

4. 関税に関する罰金の引き下げ

関税に関する罰金についての規定が調整され、関税に関する罰金が減額されます。この結果として全体的に、場合によっては現行最大1,000%とされている罰金が減額されます。

- a) 以下については、納付すべき輸入関税の100%以上400%以下の罰金が適用されます。
 - (i) 輸入関税を計算するための関税課税価格を正確に開示せず、結果的に輸入関税の過少納付が生じた輸入者
 - (ii) 取引価格を正確に開示せず、結果的に輸入関税の過少納付が生じた輸入者
 - (iii) 輸入申告書(「PIB」)において輸入品の種類や量を正確に開示せず、結果的に輸入関税の過少納付が生じた輸入者
- b) 輸出申告書(「PEB」)において輸出品の種類や量を正確に開示せず、結果的に輸出関税が過少納付となった輸出者には、納付すべき輸出関税の100%以上400%以下の罰金が適用されます。
- c) 関税法に定める輸入関税の減免要件を満たしていない人(たとえば、外交官の身分のない人)には、納付すべき輸入関税の100%以上200%以下の罰金が適用されます。
- d) 以下については、物品税の課税価格の2倍以上5倍以下の罰金が適用されます。
 - (i) 徴収不能の物品税に関する規定に違反した物品税課税品の製造者、倉庫事業者、輸入者その他の者
 - (ii) 物品税の免除に関する規定に違反した物品税課税品の製造者、倉庫事業者、輸入者その他の者
 - (iii) 所有する工場または倉庫において、物品税課税品の不足または過剰が発見された製造者または倉庫事業者
 - (iv) 物品税課税品の輸送条件を満たさない者
 - (v) 物品税印紙またはその他の納付表示を義務付けられたとおりに貼付していない物品税課税品の製造者または輸入者
 - (vi) 物品税印紙またはその他の納付表示の貼付による物品税の納付に関する要件に違反している物品税課税品の製造者、輸入者、流通業者または小売業者

5. 市場金利を参照した関税の加算税

関税の加算税の調整により、関税の加算税は、財務大臣によって決定された月利(指標金利に10%を上乗せして12で割ったもの)を参照して算定されます。この加算税は、以下に適用されます。

- a) 輸入関税と関税に関する罰金の支払い義務の延期
- b) 関税法に基づき国家に納付すべき関税または物品税の未払いまたは過少納付
- c) 納付すべき物品税の納付遅延、物品税と物品税に関する罰金の過少納付

6. 市場金利を参照した関税の還付加算金

税金および関税に関して納税者に還付される還付加算金は、24カ月(1カ月未満でも1カ月として計算)を上限として、財務大臣によって決定された月利(指標金利を12で割ったものに基づく)を参照して算定されます。

関税の還付加算金は以下に適用されます。

- a) 関税法に基づく国家に対する請求金の未払いまたは過少還付
- b) 保証金が現金で支払われ、保証金の返還が、異議申し立てが認められてから30日以上経った後に行われた場合
- c) 物品税の還付が、過大納付の決定が下されてから30日以上経った後に行われた場合

E. 経過規定

1. 上記のD.2項とD.3項において言及している加算税は、本法の制定後に発行される徴税通知書および過少納税査定書に適用されます。
2. 上記のD.6項において言及している還付加算金は、本法の制定後に発行される還付加算金決定書に適用されます。
3. 事業年度が暦年度と一致しない国内法人納税者とPEについては、以下の規定が適用されます。
 - a) 事業年度が2020年1月1日以降2020年7月1日以前に開始する納税者については、法人所得税は現行の法人税法に基づく税率で計算されます。
 - b) 事業年度が2020年7月2日以降に開始する納税者については、法人所得税は本オムニバス法に基づく税率で計算されます。

4. 本オムニバス法が制定された時点で、

- a) 国内納税者になってからのインドネシア在留期間が4年を超える外国人については、上記C.2項(b)に基づくテリトリアル方式は適用されません。
- b) 国内納税者になってからのインドネシア在留期間が4年未満の外国人については、4年の期限は、居住者納税者になった時点を起点として計算されます。
- c) KUP法、所得税法、VAT法、関税法、物品税法、PDRD法は、本オムニバス法に抵触しないならば、引き続き効力を有します。
- d) 所得税優遇措置について定める法律に基づく規定で、本オムニバス法の制定より前に効力を有していたものは、本オムニバス法に抵触しないならば、引き続き効力を有します。
- e) 地方税と地方賦課金に関する草案を評価する手続きに関連する規定は、それらの規定が本法に取って代わられず、本法に抵触しないならば、引き続き効力を有します。
- f) 税金に関する行政処罰について定めるKUP法の規定は、廃止されます。
- g) 配当金への所得税課税について定める所得税法の規定は、廃止されます。
- h) 仕入VAT控除の扱いについて定めるVAT法の規定は、廃止されます。
- i) 物品税課税品の種類を追加または削減する物品税法における規定は、廃止されます。
- j) 地方税について与えられる税優遇措置と地方税の評価手続きに関するPDRD法の規定は、廃止されます。
- k) 関税に関する行政処罰について定める関税法の規定は、それらが行政処罰の規模に関連している場合、廃止されます。

5. VAT課税事業者が本オムニバス法制定後に、本オムニバス法制定前の税期間に係る

- a) 月次VAT申告書を提出する
- b) 月次VAT申告書を修正する
- c) 税務当局の税務調査を受ける

場合、仕入VATは本オムニバス法に基づく規定に従って控除されます。

Our Values

Who we are:

At EY, everything starts with our people:

- ▶ People who demonstrate integrity, respect and teaming.
- ▶ People with energy, enthusiasm and the courage to lead.
- ▶ People who build relationships based on doing the right thing.

What we stand for:

Achieving Potential - Making A Difference

We are committed to helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Sectors we serve in Indonesia

- ▶ Banking & capital markets
- ▶ Asset management
- ▶ Insurance
- ▶ Power & utilities
- ▶ Mining & metal
- ▶ Oil & gas
- ▶ Media & entertainment
- ▶ Telecommunications
- ▶ Technology
- ▶ Public infrastructure
- ▶ Transportation
- ▶ Real estate
- ▶ Consumer products
- ▶ Pharmaceuticals
- ▶ Plantation
- ▶ Industrial & manufacturing
- ▶ Automotive
- ▶ Government & public sector
- ▶ Not-for-profit organizations

Contact us

Tax Services Leader	Phone	Mobile	E-mail
Santoso Goentoro	+62 21 5289 5584	+62 816 893 648	santoso.goentoro@id.ey.com

Partner / Director / Senior Advisor	Phone	Mobile	E-mail
A. Business Tax			
Yudie Paimanta	+62 21 5289 5585	+62 816 893 687	yudie.paimanta@id.ey.com
Dodi Suryadarma	+62 21 5289 5236	+62 815 10000 490	dodi.suryadarma@id.ey.com
Bambang Suprijanto	+62 21 5289 5060	+62 811 326 597	bambang.suprijanto@id.ey.com
Nathanael Albert	+62 21 5289 5265	+62 811 950 926	nathanael.albert@id.ey.com
Sri Rahayu	+62 21 5289 5485	+62 816 883 281	sri.rahayu@id.ey.com
Henry Tambingon	+62 21 5289 5033	+62 816 166 1142	henry.tambingon@id.ey.com
B. International Tax and Transaction Services			
Ben Koesmoeljana	+62 21 5289 5030	+62 819 0569 8899	ben.koesmoeljana@id.ey.com
Triadi Mukti	+62 21 5289 5090	+62 816 186 0037	triadi.mukti@id.ey.com
Prasetya H. Lam	+62 21 5289 5022	+62 812 9900 8168	prasetya.h.lam@id.ey.com
Peter Ng	+62 21 5289 5228	+62 815 1800 790	peter.ng@id.ey.com
Jonathon McCarthy	+62 21 5289 5599	+62 815 1909 0233	jonathon.mccarthy@id.ey.com
Peter Mitchell	+62 21 5289 5232	+62 813 8185 4671	peter.mitchell@id.ey.com
Micky M Soeradiredja	+62 21 5289 5245	+62 812 8007 510	micky.mintarsyah@id.ey.com
C. Indirect Tax			
Iman Santoso	+62 21 5289 5250	+62 811 884 267	iman.santoso@id.ey.com
Elly Djoenaidi	+62 21 5289 5590	+62 816 893 689	elly.djoenaidi@id.ey.com
D. People Advisory Services			
Lusi Lubis	+62 21 5289 5262	+62 811 875 479	lusi.lubis@id.ey.com
Kartina Indriyani	+62 21 5289 5240	+62 811 868 336	kartina.indriyani@id.ey.com
E. Japanese Client Contact			
Ryuichi Saito	+62 21 5289 5579	+62 812 8497 5780	ryuichi.saito@id.ey.com
Yuichi Ohashi	+62 21 5289 4080	+61 821 1895 3653	yuichi.ohashi@id.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 Purwantono, Suherman & Surja Consult
A member firm of Ernst & Young Global Limited
All Rights Reserved.

APAC No. 00000416

ey.com/id